

西九州大学短期大学部と大阪国際大学短期大学部との相互評価実施要領

1. 相互評価の目的とその基本方針

本相互評価の目的は、双方の短期大学が主体的な改革・改善の状況を公表し、自らの教育研究活動に関する現状や改革、改善への取り組みについて相互に評価し、さらなる充実・発展に資することを目的とする。

相互評価は、下記に示す基本方針に添って行うものとする。

- (1) 各短期大学は、第三者点検評価後の教育研究活動における改革・改善の現状を示す。
- (2) 平成 24 年度以降における新「短期大学評価基準」に沿って相互評価を行う。
- (3) 特に、両短期大学に共通する分野（栄養課程及び幼児保育）を中心にして、相互評価を行う。
- (4) 双方の短期大学は、相互評価を通じて情報交換を行う。
- (5) 評価内容は、次年度以降に実施される外部評価に際し、有効に利用できるものとする。

2. 相互評価の項目

相互評価の大項目として以下のものを対象とする。なお、詳細については新「短期大学評価基準」を参考に、両短期大学で協議する。

- (1) 教育の特質（地方大学としての教育効果）
- (2) 教育の内容（教育方法の工夫）
- (3) 学生の受け入れ（学生募集の方法、入学者選抜方法等）
- (4) 学生支援（就職状況、学生の満足度）
- (5) 社会貢献（地域社会との交流、国際貢献）

3. 相互評価の実施方法

双方の短期大学は、お互いに相互評価項目についての現状を簡潔に説明し、必要に応じて裏付となる資料を提示することとする。また、それぞれの短期大学は、これらの説明と資料に基づいて相手校への評価を行うこととする。評価の結果について異論がある場合には、相手校に再度意見を求めることができる。

4. 相互評価の検証

相互評価の結果は冊子にして短期大学基準協会に報告するとともに、広く公表する。また、双方の短期大学のホームページ等にも掲載し、学外からの意見を求めるとともに、今後の教育改善の具体的内容、方向性を探る指針とする。

5. 相互評価の実施期間

平成 26 年 8 月 28 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

西九州大学短期大学部と大阪国際大学短期大学部との相互評価協定書

西九州大学短期大学部と大阪国際大学短期大学部は、両短期大学の教育・研究の質的向上を図るため、以下のとおり相互評価を実施することに同意する。

1. 相互評価に関する協定

両短期大学は、(財)短期大学基準協会が実施する「第三者評価」の実績をより確かなものとするため、「自己点検・評価」などの結果を参考に、教育・研究に関する現状や改革、改善への取り組みについて相互に評価し、さらなる充実・発展に資することを目的とする。

2. 相互評価の実施方法

両短期大学で合意した別添の相互評価実施要領に従う。

3. 相互評価の実施期間

本協定書の有効期間は、締結の日から、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

4. 相互評価の結果

相互評価の結果は、(財)短期大学基準協会に提出するとともに、各々において学外に公表する。

この協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、それぞれ 1 通を保管する。

平成 26 年 8 月 28 日

西九州大学短期大学部

学長 福元 裕二



大阪国際大学短期大学部

学長 宮本 郁夫

